

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面 5

平成26年11月17日

大津地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤木達郎

同 渡辺輝人

同 高橋陽一

同 関根良平

同 森内彩子

同 杉田哲明

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

第1 地域防災計画の問題点

1 最初に

原子力発電所で過酷事故が発生し、放射性物質が外部に放出された場合、周辺住民は放射性物質による被ばくを避けるために避難することになる。しかし、原告らを含む周辺住民が、放射性物質による被ばくを避けながら安全な地域に避難することは可能なのか。

原発の周辺自治体が、地域防災計画原子力災害対策編を策定し、その中に住民の避難に関する規定を置いている。滋賀県内でいえば、滋賀県、長浜市、高島市、大津市などが地域防災計画原子力災害対策編（甲全第80、81、82号証）を定めている。しかし、自治体が定めた計画通りに避難できるのか、仮に、計画通りに避難できたとして、放射性物質による被ばくを避けることができるのかが問題となる。

2 地域防災計画に従えば被ばくを防げるのか

(1) 滋賀県地域防災計画原子力災害対策編（甲全80号証）

ア 計画の内容

同計画では、まず、事故が起こった場合の影響をシミュレーションし（第1章第5節）、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を定めている（同章第6節）。

次に、緊急事態応急対策を定めている（第3章）。これは、原発事故が起こった場合に滋賀県がどのような対策をとるべきかを定めるものである。

イ 問題点

被ばくを避けるという観点から問題なのは、放射性物質の拡散に応じてどの地域について何時までに避難を完了するとか、何時までに住民の被ばく防止のための対策を完了するといった点が規定されていないことである。

放射性物質に被ばくした後に、緊急事態応急対策に掲げられている避難や被ばく防止のための対策をしても意味がない。事故発生後から時間が経過するに従って、放射性物質は拡散していき住民は被ばくの

危険にさらされるが、その拡散に応じた対策が定められていない。

例えば、安定ヨウ素剤の予防服用（第3章第5節第8）についても「県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。」とある。福島第一原発事故で、安定ヨウ素剤の効用は広く知られるようになったがここで述べておくと、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に安定ヨウ素が蓄積し、その後放射性ヨウ素を取り込んでも尿中に排出されることになる。被ばくして放射性ヨウ素を甲状腺に取り込んだ後に、安定ヨウ素剤を服用しても、安定ヨウ素が排出されることになり、意味がない。安定ヨウ素剤の服用は、被ばく前にされることが必要条件であるが、上記の規定には、いつまでに服用すべきかの記載はなく、上記地域防災計画に掲げられた緊急事態応急対策が取られたとしても、被ばくした後に服用することになる可能性もある。

- (2) 長浜市原子力災害対策計画（退避・避難措置対策）（平成24年6月甲全81号証）

長浜市の原子力災害対策計画も、滋賀県の地域防災計画原子力災害対策編とよく似た規定であり、同様の問題点がある。

すなわち、内容については、滋賀県が行ったシミュレーションを引用する形で、事故が起こった場合の影響を想定し（第1章6、7）、防災対策を実施すべき地域の範囲を定めている（同章8）。そして、退避や避難の要領を定めている（第3章から第6章）。原発事故が起こった場合に長浜市がどのような対策をとるべきかを定めているのである。

問題点についても、滋賀県の地域防災計画原子力災害対策編と同様である（ただし、長浜市の上記計画では、安定ヨウ素剤の配布に関する規定はない。）。

- (3) 高島市地域防災計画原子力災害対策編（平成26年8月 甲全第82号証）・高島市原子力災害住民避難計画（平成26年8月 甲全第83号証）

高島市も基本的には、県のシミュレーションに依拠して、事故が起き

た場合の影響を評価して、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域や、防護措置を実施する地域（市内全域）を定めている（地域防災計画第1章第4，5，7節）。そして、事故が起こった場合の緊急事態応急対策を定めるとともに（地域防災計画第3章），避難については住民避難計画を作成し避難の方法を詳しく規定している（住民避難計画第3章から第6章）。

問題点に関して述べると、高島市は、原子力発電所からの距離別（5キロメートル毎）にゾーニングしたり、空間線量率によりゾーニングして、より原子力発電所に近い地域、ないし空間線量率が高い地域から順番に避難する方法を定めており（住民避難計画第5章第2節），その点では、ほかの2つの自体の計画に比べれば被ばくを避けるという点に配慮されている。しかし、この避難計画に従って避難したからといって、被ばくが確実に避けられる訳ではない。放射性物質が広がる範囲を時間的に評価し、それに従って避難計画を定めているのではないからである。

3 地域防災計画のシミュレーションが適切か

(1) 滋賀県地域防災計画原子力災害対策編の放射性物質の放出量の想定 ア キセノン

滋賀県地域防災計画では、希ガスに分類されるキセノンの放出量について原子力安全保安院が発表した、福島第一原発事故の3号機の放出量の試算値をもとに、1時間当たり 4.4×10^{18} ベクレル**1が放出されると想定し、これが被告の有する3つの発電所（美浜，高浜，大飯）及び訴外日本原子力発電株式会社が有する敦賀発電所からそれぞれ別に放出された場合の拡散予測シミュレーションを行った（重疊的に放出された場合のシミュレーションの結果は記載されていない。）。

その結果は、外部被ばくによる実効線量**2は10mSvを大きく

1 放射能の能力を表す単位。

2 身体の組織ごとに放射線による影響の起こりやすさを考慮して、全身が金等に被ばくした場合と

下回るとされている。

イ ヨウ素

また、ヨウ素の放出量については、独立行政法人日本原子力研究開発機構が発表した、福島第一原発事故の試算結果をもとに 2.4×10^{16} ベクレルの放射性物質が放出されると想定し、これが被告の有する3つの発電所（美浜、高浜、大飯）及び訴外日本原子力発電株式会社が有する敦賀発電所からそれぞれ別に放出された場合の拡散予測シミュレーションを行った（重畳的に放出された場合のシミュレーションの結果は記載されていない。）。

その結果は、美浜発電所から放出された場合、甲状腺被ばく等価線量^{**3}が $100 \text{ mSv} \sim 500 \text{ mSv}$ （旧屋内退避基準）となった地域は、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から42キロメートルとなった。また、甲状腺被ばく等価線量が 50 mSv （国際原子力機関が示す安定ヨウ素剤予防服用基準）以上となる地域は18市町に及び、最大距離は美浜発電所から89キロメートルとなった。

同じく、大飯発電所から放出された場合を見ると、甲状腺被ばく等価線量が $100 \text{ mSv} \sim 500 \text{ mSv}$ となった地域は高島市であり、最大距離は大飯発電所から32キロメートルとなった。安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量が 50 mSv 以上となる地域は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から63キロメートルとなった。

同じく、高浜発電所から放出された場合に、甲状腺被ばく等価線量が $100 \text{ mSv} \sim 500 \text{ mSv}$ （旧屋内退避基準）となった地域及び、甲状腺被ばく等価線量が 50 mSv 以上となる地域はなかった。

(2) 最悪のシナリオの想定

平成23年3月25日に近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が作成した福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描（以下「最悪のシ

同一の尺度で被ばくの影響を表す量

3 人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーにより異なるため、組織や臓器が受けた吸収線量を補正したもの。

ナリオ」という。甲全第5号証)によれば、福島第一原発の4号機以外の使用済み核燃料プールも破損した場合(複数の使用済み核燃料プールが破損した場合)について、「燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある」としている。

また、最悪のシナリオにおいては、2炉心分(燃料集合体の単位)の使用済み燃料から放射性物質が放出された場合には、セシウム137の地表汚染濃度が1㎡当たり148万ベクレル(チェルノブイリ事故におけるベラルーシ共和国の第一次移住義務が発生する基準)を超える地域は原発から半径170キロメートル以内の地域であり、同じく地表汚染濃度が1㎡当たり55万5000ベクレル(チェルノブイリ事故におけるベラルーシ共和国の第二次移住義務、ウクライナ及びロシアの移住義務が発生する基準。なお、最悪のシナリオでは、チェルノブイリ事故における任意移転基準としているが誤りである。)を超える地域は半径250キロメートル以内の地域であるとしている。

(3) まとめ

ア 対象としている放射性物質の種類

滋賀県地域防災計画では、キセノンとヨウ素のみを取り上げている。しかし、被告が所有する原子力発電所で放射性物質が放出する事故が起こった場合に大気中に放出される放射性物質は、キセノンとヨウ素だけではない。セシウムやストロンチウムといった放射性物質もあるが、評価の対象となっていない。

特にセシウムは、揮発性で拡散しやすく、また、体内に取り込むと胃腸で吸収されて全身の筋肉に蓄積されてがんの要因にもなる危険な物質であるにもかかわらず、評価の対象となっていない。

イ キセノン

まず、滋賀県地域防災計画では、キセノンについて福島第一原発事故の3号機の放出量の試算値をもとに、1時間当たり 4.4×10^{18}

ベクレルが放出されると想定しているが、原発において、放射性物質漏れ事故が起こった場合に、福島第一原発事故の3号機の放出量にとどまる保証は全くない。

また、福島第一原発事故において最も危惧された使用済燃料プールから放射性物質が漏れる事故については想定していないし、複数の原発から放射性物質が漏れる事故が起こった場合も想定していない。このような場合を想定すれば、放出されるキセノンの量は上記の数値よりもさらに大きくなる。それは、上記最悪のシナリオの想定からも明らかである。

地域防災計画は、住民の安全を確保するためのものであるから、起こりうる最も過酷な事態を想定したものでなければならない。滋賀県地域防災計画におけるシミュレーションは不適切である。

ウ ヨウ素

ヨウ素についても、キセノンと同様の問題がある。まず、福島第一原発事故の試算結果をもとに 2.4×10^{16} ベクレルの放射性物質が放出されると想定したが、放射性物質の放出量が上記の程度にとどまる保証はない。

また、シミュレーションの方法として、被告が有する3つの発電所（美浜、高浜、大飯）及び訴外日本原子力発電株式会社が有する敦賀発電所からそれぞれ別に放出された場合を想定しているが、地震によって上記4つの発電所が同時に放射性物質漏れ事故を起こす可能性があり、その場合、放出量は上記の数値を大きく上回る。地域防災計画におけるシミュレーションとして不適切である。

エ 高島市と長浜市の計画

両市の計画では、基本的には滋賀県の行ったシミュレーションに準拠しているので、滋賀県の地域防災計画に対する問題点の指摘がそのまま当てはまる。

4 地域防災計画において放出された放射性物質が拡散する速度の想定は適切か

(1) 滋賀県地域防災計画の想定

美浜町と小浜市のアメダスデータをもとに、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い（毎秒1メートル以内）日を選定している。

(2) 気象庁の統計データ

被告の美浜原発に近い美浜町に設置されたアメダス（北緯35度36分，東経135度55分）に記録されたデータ（甲全第84，85号証）を見ると，平均風速は年毎秒1.6メートルであり，毎秒2メートルとなっている月も3か月ほどある。最多風向が南西となっている月が多いが，北ないし北北東（滋賀県の方角）となっている月も3か月ある。観測史上10位以内の日最大風速とその風向を見ると，北北東から毎秒14メートルの風が吹いたことがあり（7位），日最大瞬間風速とその風向を見ると，北から毎秒28.1メートルの風が吹いたことがある。

また，被告の大飯原発及び高浜原発の近くに設置された小浜市のアメダス（北緯35度29分，東経135度46.9分）に記録されたデータを見ると，平均風速は年毎秒3.5メートルであるが，月別で見ると2，3月の平均風速は毎秒4～4.2メートルであり，毎秒10メートルを超える日が10日以上もある。最多風向は東南東となっている月が多いが，2，3月は北北西（滋賀県の方角）となっている。観測史上10位以内の日最大風速とその方向を見ると全て北北西から西北西の方角から毎秒21メートル以上の風が吹いている。日最大瞬間風速とその方向を見ると，西北西～北北西の方角から風速毎秒27メートル以上の風が吹いたこともあり，それは2009年以降で見ても，6回はある（甲全第86，87号証）。

(3) NEDOの風況予測

NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）は，新エネルギーの利用拡大とさらなる省エネルギーの推進等を目的とする独立行政法人である。NEDOは，風力発電の拡大のために，「LAW EPS」という複雑地形上においても年平均風速が高精度で予測できる，多段階ネスティングモデルによる風況予測システムを開発し，インターネット上で公開している。

これによれば、美浜発電所の位置（北緯35度41分34秒，東経136度）の地上高50メートルの年平均風速は毎秒5.5メートルで、滋賀県の方に吹く北ないし北北西の風の割合は全体の2割程度である。そのうちのほとんどは風速毎秒3メートル以上である（甲全第88号証）。

同じく、大飯発電所の位置（北緯35度30分46秒，東経135度40分3秒）の地上高50メートルの年平均風速は毎秒4.7メートルで、滋賀県の方に吹く北ないし北西の風の割合は全体のおよそ3割以上である。そのうちのほとんどは風速毎秒3メートル以上である（甲全第89号証）。

同じく、高浜発電所の位置（北緯35度30分46秒，東経135度33分24秒）の地上高50メートルの年平均風速は毎秒4.9メートルで、滋賀県の方に吹く北西ないし西北西の風の割合は全体の1割程度である。そのうちのほとんどは風速毎秒3メートル以上である（甲全第90号証）。

発電所周辺だけでなく、県境周辺の風況を見てみると、小浜市から高島市に抜ける国道303号線（通称若狭街道）の滋賀県と福井県の県境付近（北緯35度25分21秒，東経135度56分37秒）の地上高50メートルでは、大飯発電所や高浜発電所方面から来る北北西から西北西の風が吹く割合が、全体の約5割程度であり、そのうちのほとんどが風速毎秒3メートル以上である。同所での年平均風速は毎秒6メートルであり、さらに北西の風については、風速毎秒7メートル以上の風が吹く割合が顕著に多い（甲全第91号証）。

同じく、敦賀市から高島市に抜ける国道161号線の滋賀県と福井県の県境付近（通称七里半越。北緯35度30分46秒，東経136度6分39秒）の地上高50メートルでは、美浜発電所方面から来る北から北北西の風が吹く割合が全体の約3割程度であり、そのうちのほとんどが風速毎秒3メートル以上である。同所での年平均風速は毎秒5.4メートルであり、その中でも北北西の風については、毎秒7メートル以上の風が吹く割合が顕著に多い（甲全第92号証）。

(4) 評価

上記見てきた通り，気象庁の統計データやNEDOの風況予測と比べると地域防災計画の風速毎秒1メートル以下という想定は，非常に甘く適切でない。少なくとも風速毎秒7メートル程度の風が被告の各原子力発電所から滋賀県に流れ込むことを想定しなければ，住民の安全を担保するものとはなり得ない。

風速毎秒7メートル程度の風が吹くことになると，放射性物質が漏れる事故が起こればより多くの放射性物質がより広範囲に広がることになる。そうなれば，滋賀県地域防災計画原子力災害対策編で定められた原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は広くなり，住民の避難はより一層困難になる。

(5) 高島市と長浜市の地域防災計画ないし避難計画について

両市の計画では，基本的には滋賀県が行ったシミュレーションに準拠しているので，滋賀県の地域防災計画に対する問題点の指摘がそのまま当てはまる。

5 複合災害に対応できるか

(1) 複合災害への対処の重要性

例えば，巨大な台風が接近ないし通過中に，巨大な地震が発生し，被告の原発で放射性物質漏れ事故が起こって，避難しなければならなくなった場合を考えてみる。

自動車で避難しようとしても，地震による地割れで道路が使えなくなる場合が考えられる。また，山間部から避難する人は，大雨と地震により土砂災害が発生して，道路が使えなくなり避難できなくなる可能性もある。

自動車で避難できない人は，自衛隊のヘリコプターなどで搬送することが考えられるが，台風が来ていればヘリコプターは飛べない。避難ができなくなり被ばくすることになる。

地域防災計画の実効性を考える上で，複合災害に対処できるかは重要である。

(2) 地域防災計画の規定

しかし，滋賀県や長浜市等が作成した地域防災計画原子力災害対策編

は複合災害に対処できていない。

例えば、滋賀県地域防災計画原子力災害対策編では、「複合災害への対応」（第3章第10節第11）として、「地震等による大規模な自然災害等との複合災害が発生した場合においては、地域防災計画各編の定めるところにより、要配慮者等住民の救出救助活動等を行うものとする。」と簡単に定めているに過ぎない。このような具体性のない規定は、ほとんど何も定めていないに等しい。放射性物質漏れ事故が発生すれば、多くの住民が避難することにより交通が麻痺することが予想されるが、そのような中で、本当に地域防災計画各編に定められた対策が取れるのかといった点が検討されていないからである。

長浜市の地域防災計画原子力災害対策編では複合災害に関する項目を立てた記述がなく、複合災害について検討していない。

高島市の地域防災計画原子力災害対策編においては、比較的複合災害に関する記述が多く、複合災害の災害別に制約条件となる支障事象、影響及び一般的な対策方法を規定し（第1章第4節第4）、複合災害発生時の対応の基本方針や災害別に避難措置の目安を規定している（第3章第1節第2）。しかし、これで起こりうる複合災害全てに支障なく対処し、被ばくを避けながら避難や退避ができるか不明である。

6 放射性物質が拡散する速度と避難時間

前に述べた通り、風速に関する滋賀県の想定は甘く、最低でも毎秒7メートル程度の風が吹いてくることを前提に放射性物質が拡散する速度を考えるべきである。その前提に立った場合、例えば美浜発電所で放射性物質が漏れた場合には、長浜市木之本町の北部振興局（直線距離で約30.64キロメートル）には、約1時間10分程度で放射性物質が到達することになる。さらに、長浜市の中心地（市役所本庁。直線距離で約45.4キロメートル）には、約1時間50分程度で到達することになる。

また、大飯発電所で放射性物質が漏れた場合には、高島市の中心地（市役所本庁。直線距離で約40.3キロメートル）には、約1時間35分程度で到達することになる。

被ばくを避けるためには、わずか2時間足らずの間に、多くの住民が避

難しなければならないが、それは自治体が定めた避難計画に従ったとしても現実的に不可能である。

7 避難に使用できる道路

被告の所有する原子力発電所で、放射性物質が漏れる事故が起こり、滋賀県内の住民が避難しなければならないとなった場合、使用できる道路が限られているという問題がある。

特に、高島市を含む湖西地域は、比良山系と琵琶湖が近接しているために、南北に走る道路が少なく、避難に使える道路といえば湖岸沿いにある国道161号線（通称湖西道路）と山側を走る国道山中にある国道367号線（通称鯖街道）くらいである（甲全第93号証）。

高島市の人口は、約5万1000人、約2万世帯であるが、たった2本の道路を使って全員が避難するのは不可能である。しかも、この2本の道路を使って避難するのは高島市民だけではなく、関西方面に避難する福井県内の住民もこの2本の道路を使うことになる。

また、国土交通省が発表した平成22年度道路交通センサス（甲全第94号証）によれば、国道161号線の昼間12時間自動車類交通量は3006台～1万4594台（1時間あたり250台～1216台）であり、国道367号線の昼間12時間自動車類交通量は2655台～4693台（1時間あたり221台～391台）であって、もともとこの程度の交通量しか想定していない。高島市の住民が一斉に避難しようとした時に、必ず大規模な交通渋滞が発生する。そうなれば2時間程度で避難することなど到底不可能である。現に福島第一原発事故でも、避難する住民が一斉に自動車で移動したために大変な交通渋滞が起こり、避難するのに長時間かかった。

長浜市を含む琵琶湖の東側では、避難に使用できる道路は、湖西地域よりも増える。北陸自動車道、国道8号線、国道365号線、県道331号湖北長浜線（通称さざなみ街道）の4本が避難に使用できる道路となろう（甲全第93号証）。

しかし、長浜市の人口は約12万2000人、4万4500世帯であり高島市の2倍以上の住民が避難することになる。

また、国土交通省の道路交通センサスを見ても、北陸自動車道の昼間12時間自動車類交通量は1万2049台～1万9061台（1時間あたり1004台～1588台）であり、国道8号線の昼間12時間自動車類交通量は4738台～1万27台（1時間あたり395台～835台）であり、国道365号線の昼間12時間自動車類交通量は712台～8729台（1時間あたり59台～727台）であり、県道331号線の昼間12時間自動車類交通量は4927台～8778台（1時間あたり410台～731台）であって、この程度の交通量しか想定していない道路である（甲全第94号証）。

実際に避難することになると大変な交通渋滞が起こることが予想される。そうなれば、2時間程度で避難することは不可能である。

8 まとめ

滋賀県内の自治体には、地域防災計画が存在するが、複合災害が発生した場合のことを考えると計画通りに避難するのは不可能であり、仮に、計画通りに避難できたとしても、放射性物質の放出量や放射性物質が拡散する速度によっては、被ばくする可能性は非常に高い。

そうなれば、原告らをはじめとする住民の生命・身体の安全に対する権利が侵害されることになる。

第2 地域防災計画が新規制基準に位置づけられていないことの問題点

1 最初に

上記第1で述べたとおり、滋賀県内の地域防災計画は、住民の生命・身体の安全を確保するという点では不十分なものである。このような不十分な地域防災計画であっても、なぜ地域防災計画として認められるのか。それは、地域防災計画が、新規制基準に位置づけられておらず、規制委員会の審査の対象外になっているからである。

新規制基準に地域防災計画に係る事項が含まれていないことは、政府も認めている。たとえば、「新規制基準には、地域防災計画に係る事項は含まれておらず、同計画については、原子力発電所が再稼働するか否かにかかわらず、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし

て、災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村において作成等がなされるものである。」として、再稼働と防災計画は無関係というのが政府の公式見解としている。（186回国会での菅元首相による「原発の再稼働と地域防災計画に関する質問主意書」への国会答弁参照）

しかし、国際的な基準では、周辺住民の安全確保のための十分な緊急時計画があることをが原子力発電所を稼働させる条件となっている。

2 IAEAの基準

IAEA（International Atomic Energy Agency・国際原子力機関）の策定する基準の一つである、「原子力発電所の安全：設計^{*4}」においては、深層防護^{*5}の第5層として、事故により放出される放射性物質による放射線の影響を緩和することが求められ、そのために、十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と原子力発電サイト及びサイト外の緊急事態に対応する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要とされている。

また、「原子炉施設の立地評価^{*6}」においては、「人口及び緊急時計画に関する検討により得られる判断基準」として、「住民に対する放射線影響の可能性、緊急時計画の実行可能性とそれらの実行を妨げる可能性のある外部事象や現象を考慮し、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。プラント運転前に設定される外部領域に対する緊急時計画において、克服できない障害が存在しないことを、プラントの建設が始まる前に確認しなければならない」と定められている。

すなわち、IAEA基準では、プラント建設前に、第5層の防護として、事故時の放射性物質による放射線の影響を緩和する緊急時計画を定め、それが実行可能であることが確認されなければならないとされている。

3 NRCの基準

また、米国では、NRC（Nuclear Regulatory Commission・原子力

*4Safety of Nuclear Power Plants:Design.NS-R-1,S SR-2/1

*5より高い安全性を求めるために、仮にいくつかの安全対策が機能しなくなっても、全体として適切に機能するような多層的な防護策を構成すべきという考え方

*6Site Evaluation for Nuclear Installations.NS-R-3

規制委員会)の規定する連邦規則 (Title 10 of the Code of federal Regulations) によると、緊急時計画の条項 (§ 50.47 Emergency Plans) において、放射性物質が放出される緊急事故時に十分な防護措置が取られる保証があると N R C が判断しなければ、原発の運転が許可されないと規定し、十分な緊急時計画を許可条件としている。

N R C は、州と地方政府の策定した緊急時計画の妥当性及び実行可能性、並びに原子力発電施設の許可申請者の策定した原子力発電施設内の緊急時計画の妥当性と実行可能性を判断する。州と地方政府の策定した緊急時計画の妥当性と実行可能性については、N R C は F E M A (Federal Emergency Management Agency・連邦緊急事態管理庁)が行った評価をもとに判断される。

さらに、原子力発電施設内・外の緊急時計画は、N R C の定める基準に適合しなければならない。その基準として、①原子力発電施設の運転許可を受けた事業者と州・地方政府のそれぞれに緊急時対応の責任が割り当てられていること、②原子力発電所から半径約 10 マイル (約 16 キロメートル) のプルーム被ばく経路の緊急時計画区域を定めて、その区域において避難、屋内退避や、避難及び屋内退避を補強するための予防用のヨウ素カリウム剤の使用について計画すること、③原子力発電施設の申請者と許可取得者は推定避難時間を定め、定期的に見直すこと、④原子力発電所から半径約 50 マイル (約 80 キロメートル) の食物摂取経路の緊急時計画区域における食物摂取の防護措置を策定すること等が定められている。

また、許可申請者及び州と地方政府の作成する緊急時計画の統一的な評価基準は、NUREG-0654に示されている。

このように、米国においては、妥当で実行可能な緊急時計画の策定が原子力発電施設の運転許可条件になっており、I A E A の要求する 5 重目の防護が規制基準とされているのである。

実際、米国ニューヨーク州ロングアイランドにあるショーラム原子力発電所につき、自治体や住民が同意できる実効性のある緊急時計画を策定できず、最終的には商業運転を行う前に廃炉が決定されたという例もある。

4 国及び原子力規制委員会の責任放棄

日本の新規制基準は、避難計画を含む地域防災計画を位置づけていな

い。すなわち、国際基準である5層の防護の考え方を採用していない不十分な基準である。

また、自治体が策定する地域防災計画も規制委員会の審査を経ないため実効性のない不十分な地域防災計画であったとしても、自治体が策定してしまえば災害対策基本法上のものとして位置づけられてしまう。

しかし、本来は実効性のある地域防災計画があることが原子力発電所の安全性に関する基準の内容となるものである。その点では新規制基準と地域防災計画は表裏一体のものである。このことは、原子力規制委員会の委員も理解していた。

すなわち、2012年9月26日に開かれた第2回の原子力規制委員会で、元国会事故調査委員会のメンバーであった大島賢三委員が「安全基準というものと、防災計画というのは、原子力の安全確保のために言わば車の両輪のような位置づけというか、重要性を持つものだ」と発言している。また、2013年2月13日の記者会見では、田中俊一委員長が、再稼働と防災計画の関係性を聞かれて「車の両輪になる」と答えている。

ところが、2014年6月25日の会見で、ロイター通信の記者が、規制委員会で避難計画の確認をしないのか、する気がないのかを迫ると、田中委員長は「規制庁の職員、防災課の方達も地元の要望に応じて色々と相談に乗っている。」と述べるのみであった。記者がさらに、「（現状では避難計画が）いいのかどうか、水準に達しているのかどうかを見る場がない」と指摘すると、片山啓長官官房審議官が「今の日本の法体系上、そのような枠組みはない。地域の防災計画、避難計画はあくまでも自治体が作成するもの」と引き取った。国や原子力規制委員会は、地域防災計画とは無関係であるという立場を示すようになったのである。実効性のある地域防災計画を策定することは不可能であることを国も規制委員会も理解しているからこそ、原子力発電所の再稼働と地域防災計画の策定を切り離したのである。住民の生命・身体的安全性を守るという責任を放棄している。

以上